

## 台風・非常変災時等における登下校と授業について《オンラインの活用》

### 三重県立飯野高等学校定時制

#### (1) 鈴鹿市、あるいは、自分の居住市町に暴風警報が発表された場合

※鈴鹿市は警報・注意報の発表区域における「三重県北部」に含まれる。

##### ①暴風警報が発令されている場合は、登校せず自宅で待機すること。

ア) 午後2時において暴風警報が発令されている場合は、1・2限目の授業は行わないので登校せずに自宅で待機する。

イ) 午後3時30分においても暴風警報が解除されない場合は、その日の授業は行わないので登校しない。

##### ②暴風警報が解除された場合は、安全を確認して登校すること。

ア) 午後2時までに暴風警報が解除された場合は、その日のすべての授業を行うので登校する。

イ) 午後3時30分までに暴風警報が解除された場合は、3限目から授業を行うので登校する。

#### (2) 警報が解除されても、交通機関のまひ、道路や橋が壊れたり、浸水していたりすることで、登校に危険があるか、困難な場合は登校しなくてもよい。なお、その状況をできるだけ早く学校へ連絡する。

#### (3) 登校する途中で、暴風警報が発表されたり、危険を感じる状態になった場合は、すぐに帰宅すること。なお、その状況をできるだけ早く学校へ連絡する。

#### (4) 在校時に暴風警報が発表された場合

ア) 台風の規模、今後の予想進路、公共交通機関の運行状況などを確認した後、下校措置が取られた場合は、帰宅後は安否確認のため、Google Classroomの各HRへのログインや電話などで帰宅報告を行う。

イ) 公共交通機関の運休などにより下校できない生徒については、保護者が迎えに来る間、校内の安全な場所において待機する。

#### (5) 重大な災害が起こる可能性が大きい下記の特別警報が三重県内に発表された場合についても、(1)～(4)のとおり対応する。

・大雨特別警報　・暴風特別警報　・暴風雪特別警報及び大雪特別警報

#### (6) 学校からの最新の連絡は「マチコミ」や飯野高校定時制HPの「学校からのお知らせ」で確認する。